

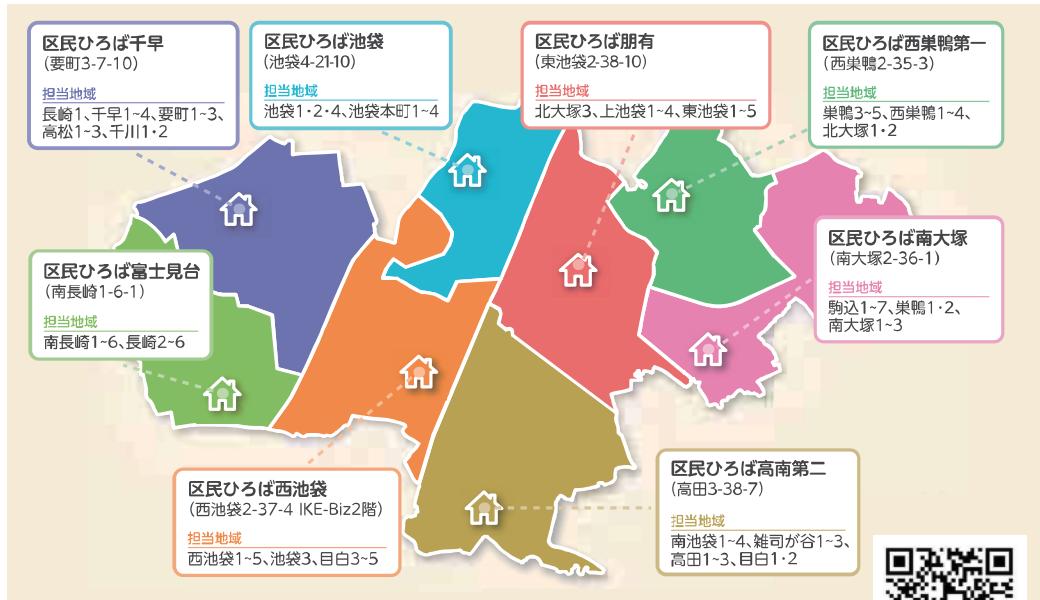
第3章 施策の方向

1 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて ～豊島区版「重層的支援体制」の構築～

- 現在、国は、「地域共生社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として課題解決に取り組み、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる社会の構築を掲げています。
- 令和3年4月には、区市町村における包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、「重層的支援体制整備事業」(P39 コラムNo.3参照)が創設されました。
- 豊島区では、これまでも包括的な相談支援体制の構築を目指し、各専門相談窓口の連携体制強化を推進してきました。平成21年から3年間のモデル事業を経て、平成24年にはコミュニティソーシャルワーク*事業の本格実施を開始し、全世代を対象にした相談支援や地域支援、参加支援を行っています。その後、順次コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*の配置人数や配置圏域を拡大し、平成27年度からは高齢者総合相談センター*と同じ8圏域の区民ひろばに2名以上のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)*を配置しています。他の職との兼務ではなく、「専任職」として、「個別支援」と「地域づくり」を一体的に行っていること、アウトリーチ*活動ができるよう、複数体制を取っていることが大きな特徴です。
- また、平成27年には、属性・相談内容を問わない「くらし・しごと相談支援センター」を区役所に開設するなど、国の動向に先駆けて区独自の重層的な支援体制の整備を進めてきました。
- そして、これまで豊島区が独自に進めてきた支援体制と国が示す制度との整合性を図り、事業を適切かつ効果的に実施するため、令和5年4月に重層的支援体制整備事業を本格実施しました。
- 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて、豊島区ならではの「重層的支援体制」の構築を目指し、次の取組を推進していきます。

- (1) 区関係施設を含めたすべての福祉相談窓口で、どんな悩みごとでも包括的に受け止め、適切な窓口につなげる相談支援体制を整え、複雑化・複合化した課題を抱えた人には、豊島区全体で支援できる連携体制の強化をはかります。
- (2) 支援を必要とする人が孤独・孤立に陥らないよう、地域と区が一体となり、継続的なアウトリーチ*活動等による見守り支援を推進していきます。
- (3) 区や区内の保健福祉関係機関の人材の確保・育成をはかり、保健福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

■ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*の配置状況



*施設の改修・改築により上記と異なる場合があります。

最新の状況については、区ホームページ等でご確認ください。

[区ホームページ»](#)

2

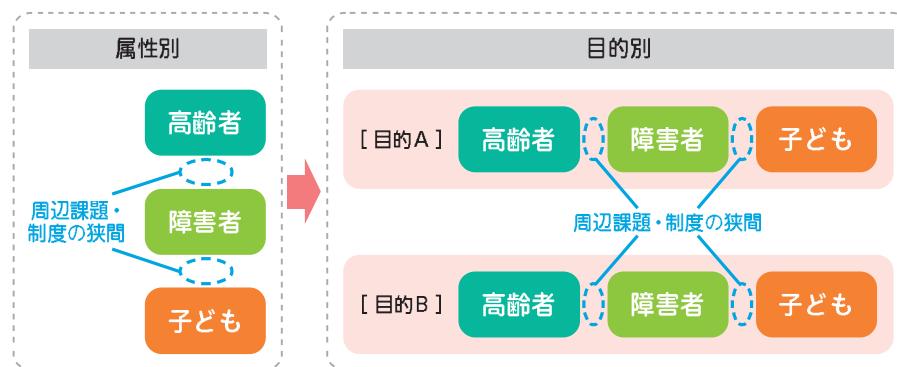
区民の支援ニーズに目を向けた 目的別の施策体系

- 豊島区ではこれまで、高齢者分野における地域包括ケアシステム*の構築を目指し、高齢者総合相談センター*を中心に多職種・多機関の連携による包括的な支援や、地域ケア会議を核とする地域連携、充実したネットワークづくりを推進してきました。
- こうした支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりは、地域共生社会の実現に向けてのベースとなる考え方、仕組みであり、今後も現在の取組を着実に進めつつ、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を地域保健福祉全体で共有し、多様なニーズをすくい取る「総合的な地域包括支援体制」を構築していく必要があります。



出典：厚生労働省ホームページより（一部加工）

- そこで、豊島区地域保健福祉計画では、支援の対象を、高齢者、障害者、子どもといった属性ではなく「支援を必要とする人」として包括的にとらえ、施策の体系を個人のみならず家族や世帯が抱える「生活課題」に目を向けた目的別の構成としています。
- 本計画では対象とする生活課題に、従来の保健福祉分野の周辺にまたがる課題や一部を共有する複合課題も広く含めることで、生活課題へのアプローチ力を高め、より健康に地域でいきいきと暮らすという視点から、制度の狭間等にある人への支援策を講じていきます。



3 豊島区の特性を踏まえた連携と協働による地域保健福祉の推進

- 豊島区は、人口の流動性が高いこと、単身世帯、特に一人暮らし高齢者の割合が高くなっていること、外国人の割合が高いことなど、都市的特徴が顕著です。そのため、オートロック式マンションの増加、町会加入率の低下、近所付き合いの希薄化など、これまでのようなコミュニティによる支え合いが難しくなりつつあります。
- 一方、区民意識調査で子育てと介護を両方行っている、いわゆる「ダブルケア*」の人は、仕事や収入の制約が大きく、生活に苦しさを抱えているという結果が出るなど、一部の弱者・困窮者を救済するという従来の福祉観で支援の対象と見られてこなかった人々への対応も、大きな課題となってきています。
- これらの状況を踏まえ、地域の中において福祉を特別なものとするのではなく、地域社会全体を「福祉コミュニティ」化していくという考え方のもと、区民、民生委員・児童委員*、青少年育成委員*、町会・自治会、商店会、社会福祉法人*、民間企業、NPO法人*、ボランティア、大学・専門学校などの多様な主体と区との連携と協働による地域保健福祉を推進していきます。

第4章 施策の内容

施策の体系

施 策	取 組 方 針	頁
① すべての区民を対象にした重層的な支援	● コミュニティソーシャルワーク機能強化による一体的な支援	41
	● 地域生活を支える継続的な支援	42
② どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築	● 専門相談支援機関の強化	45
	● より身近な地域の相談先の充実	46
	● 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化	48
③ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために	● 多様な社会参加の促進	49
	● 文化の力を活かした社会参加支援	50
	● 多様な働き方に向けた支援	51
	● 多様な住まい方に向けた支援	52
	● すべての子ども・若者に向けた参加支援	53
	● 多文化共生の促進	54
④ 誰もが支え合える人・地域づくり	● 地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成	55
	● 地域コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり	56
	● 地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり	58
	● 文化の力を活かした地域づくり	58
	● 福祉教育の推進	59
⑤ 問題の早期発見・早期対応の強化	● アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応	60
	● 地域における見守りの推進	61
⑥ 権利擁護の推進	● 人権意識の普及・啓発	62
	● 虐待防止および人権の尊重	63
	● 成年後見制度等の利用促進	64
⑦ 健康な生活の維持・増進	● 予防の取組の強化	66
	● こころと体の健康づくりの推進	67
	● 感染症対策の強化	67
⑧ 保健福祉人材の確保・育成とサービスの質の確保および向上	● 保健福祉専門職等の確保・定着・育成	68
	● 保健福祉サービスの質の確保および向上	69
⑨ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	● 災害時要援護者への支援体制の整備	70
	● 災害対策を通じた地域づくり	72
	● 災害時の医療・保健衛生体制の構築	72
⑩ 福祉のまちづくりの推進	● まちのバリアフリー化の推進	73
	● 情報アクセシビリティの向上	74

コラム No.3

重層的支援体制整備事業と地域保健福祉計画

「重層」とは、幾重にも重なっている状態のことと、立体的な重なりをいいます。

国が掲げる「重層的支援体制整備事業」は、すべての人びとのための仕組みとして、

- 包括的相談支援
(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

という3つの支援を一体的に実施するものです。

これまでの日本の福祉政策では、いわゆる「縦割り」と言われる、分野ごとの専門的支援体制の推進・構築が進められてきました。重層的支援体制整備事業においては、これまで構築してきた分野ごとの専門的支援体制の仕組みを活かしつつ、各部署や地域が相互に連携を強めながら、地域全体の支援体制を一体的に進めることで、幾重にも重なったセーフティネットを構築していくことを目的としています。

地域保健福祉計画における施策①から施策⑤は、以下のとおり、重層的支援体制整備事業の各支援と連動しています。また、豊島区の重層的支援体制整備事業の実施体制はP79から記載しています。

施策① すべての区民を対象にした重層的な支援

【重層的支援体制整備事業全般に関わる取組や方針】

施策② どんな悩みごとでも受け止める相談支援体制の構築

【属性を問わない相談支援】…P81 参照

【多機関協働による支援】…P84 参照

施策③ 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために

【参加支援】…P82 参照

施策④ 誰もが支え合える 人・地域づくり

【地域づくりに向けた支援】…P83 参照

施策⑤ 問題の早期発見・早期対応の強化

【アウトリーチ 等を通じた継続的支援】…P84 参照

施策
1

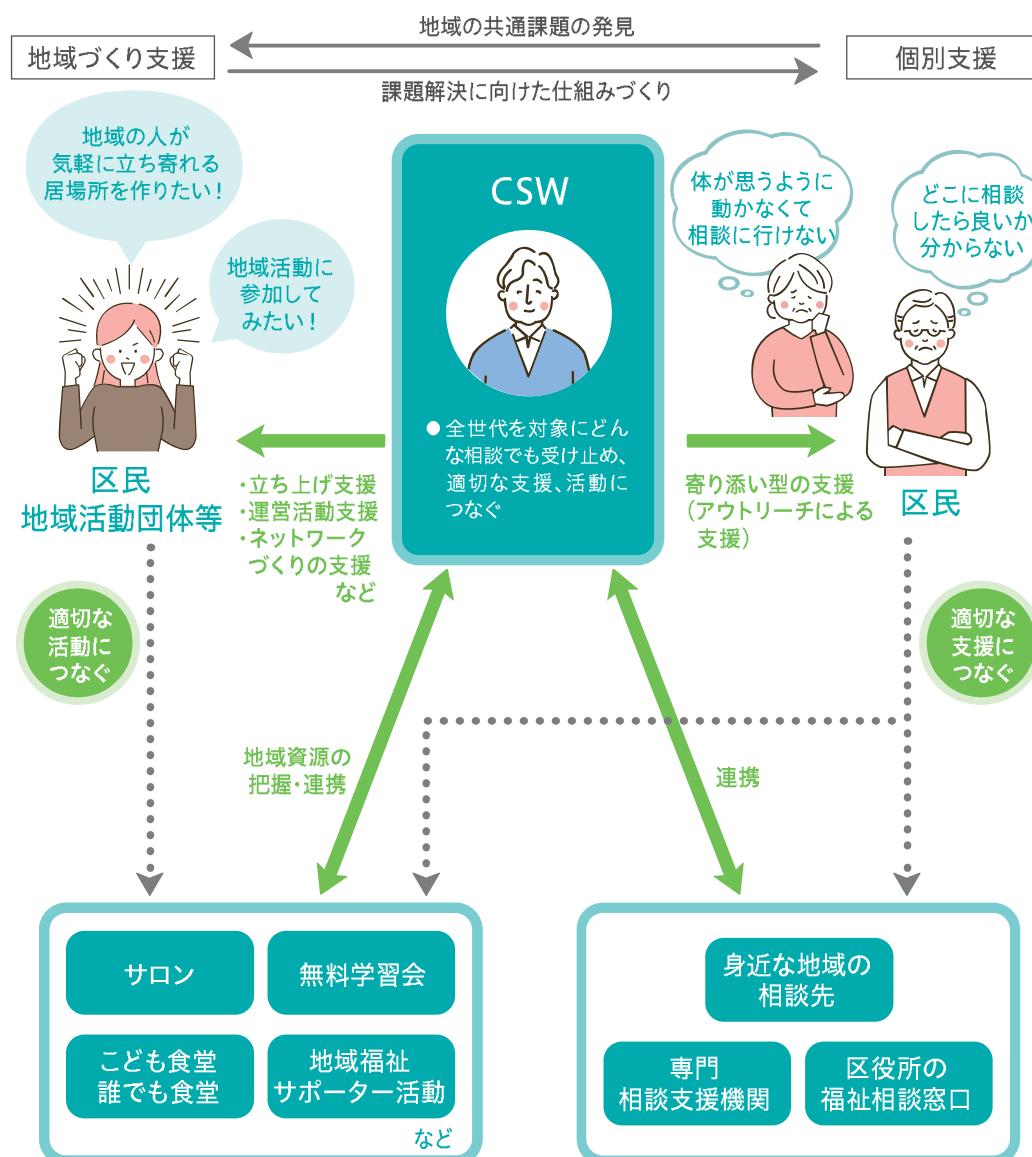
すべての区民を対象にした重層的な支援

施策の目標

地域が抱える複雑化・複合化した課題に対応できるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*は、その機能を強化し、支援を必要とするすべての人の相談を受け止め、課題を整理し、必要な福祉サービスや専門機関へつなぎます。

また、住み慣れた自宅や地域で安心した日常を過ごせるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図り、支援を必要とする人・家族の立場に立った切れ目のない支援を行っていきます。

【コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*の役割】



取組方針 01 コミュニティソーシャルワーク*機能強化による一体的な支援

- 区内全域にわたって活動できるようにコミュニティソーシャルワーカー (CSW)*を8か所の区民ひろばに配置し、全世代を対象に、どんな相談事でも受けとめる体制を整えていきます。コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*が配置されていない区民ひろばには、巡回相談窓口を開設するなど、区民にとってより身近な地域の相談先としての機能を高めます。
- コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*は、地域住民や地域の社会資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。
- 課題を抱える個人や家族に対する包括的な相談支援などの「個別支援」と、地域のネットワークづくり等の「地域づくり支援」を一体的に行うことで、必要な社会資源の開発、さらには孤独・孤立の状態の人等の社会参加支援を行っていきます。
- 高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱えた人に対しては、民生委員・児童委員*、青少年育成委員*、保護司*、高齢者総合相談センター*等の関係機関との連携を図るとともに、福祉包括化推進部会(P48参照)につなげ、分野横断での支援を行っていきます。
- 区は、コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*によるコーディネートや資源開発の強化に向け、情報の提供、関係機関との連携強化、人材の育成、活動の周知など、必要な支援を行っていきます。
- 区は、各分野の専門職やコミュニティソーシャルワーカー (CSW)*の連携・協働による活動事例を蓄積・共有し、コミュニティソーシャルワーク*活動の強化を図ります。

主な取組

- ▶ コミュニティソーシャルワーカー (CSW) *の資質向上
- ▶ コミュニティソーシャルワーカー (CSW) *と関係部署・関係機関との連携強化
- ▶ コミュニティソーシャルワーク*活動事例の蓄積・共有

取組方針 02 地域生活を支える継続的な支援

- 年齢やライフステージ*の変化による切れ目、親や配偶者の死亡等に伴う家族構成の変化による切れ目、さらには、抱える問題の状況や程度の変化による切れ目などによって、必要な支援が途切れてしまうことがないよう、多角的、多面的な方策により継続的な支援を行っていきます。
- 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援が適切に行われるよう、相談支援体制を整備するとともに、ケアを必要とする家族等をサポートする「ケアラー*」に対しても支援できる体制を整えていきます。
- 地域での安心した自立生活に必要となる緊急時のサポート体制について検討していきます。
- 発達障害*、高次脳機能障害*、難病疾患、若年性認知症など、これまでの制度では支援が十分に行き届かなかった人に対しても必要な支援が継続して行き届くよう、専門相談支援の充実や医療・福祉などの関係機関のネットワーク化を推進していきます。
- いわゆる「8050問題*」や「ダブルケア*」、「障害のある子の親が高齢化し介護をする状況」、「ヤングケアラー*」、「若者ケアラー*」といった複雑化・複合化した課題を抱えた世帯等に対して、区の関係各課、関係機関のチームアプローチ*により、世帯丸ごとの支援を行います。
- 高齢者や障害者で病院や施設等への入院・入所期間が長期化した人に、関係機関のチームアプローチ*による地域生活移行・地域定着支援を推進していきます。
- 人工呼吸器やたんの吸引などの医療的ケア*が必要な人とその家族が、地域で安心して生活できるよう、福祉・保健・医療だけでなく、保育や教育等の関係機関との連携体制を整えていきます。
- 一人ひとりが最期まで自分らしく生きられるよう、エンディングノート*などの終活(人生の終わりについて考える活動)策や、ACP*(人生会議)の啓発など人生の最終段階におけるケアのあり方について、さらに検討を深めていきます。また、本人が死亡した後の家族等への支援(グリーフケア*等)についても検討していきます。

主な取組

- ▶ 切れ目のない相談支援体制の充実
- ▶ 世帯丸ごとの支援の推進
- ▶ 終活支援の推進

コラム No.4

医療的ケア

医療的ケアとは、自宅などで家族等が日常的に行う、たんの吸引や経管栄養などの医療的生活援助行為のことです。

区では、令和2年度より、自白生活実習所にて医療的ケアが必要な人の受け入れを行ってきました。今後も利用者の増加が見込まれることから、令和4年4月に、医療的ケアが必要な人が利用できる自白生活実習所分室「ぷらす」を開所しました。「ぷらす」では、看護師や支援員が協力し、医療的ケアをはじめ、機能改善や入浴、創作活動などの生活介護を行っています。本園とは別の場を設けることによって、より細かな配慮が必要な人の支援の充実を目指しています。

今後、地域とのかかわりを深め、地域に根差した施設になること、そして、医療的ケアが必要な人がどこでも暮らせる社会となることが職員や利用者・家族の想いです。



自白生活実習所分室「ぷらす」の様子



施策
2

どんな悩みごとでも受け止める 相談支援体制の構築

施策の目標

高齢や障害、子どもといった属性にかかわらず、すべての区民が包括的な支援を受けられるように、各専門相談機関では、いったんすべての相談を受け止められるよう、対応力を強化していきます。

また、必要に応じ、適切な相談窓口・関係機関に速やかにつなぐとともに、複雑化・複合化した課題に対しては、分野横断的な支援を行っていきます。

【相談支援体制の流れ】

制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯
(8050問題、ダブルケア、ひきこもりや障害のある子と要介護の親の世帯、ヤングケアラー、若者ケアラー、就労ニーズを抱えたがん患者など)



どの窓口・相談先でも、一旦すべての相談を受け止める

相談

寄り添い型の支援
(アウトリーチによる支援)

専門相談支援機関

- 高齢者総合相談センター
 - 障害相談支援事業所
 - ひきこもり相談窓口
 - くらし・しごと相談支援センター
- など

身近な地域の相談先

- 民生委員・児童委員
 - 青少年育成委員
 - 福祉なんでも相談窓口
 - コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
- など

区役所の
福祉相談窓口(P81)

複雑化・
複合化した課題

単一課題の場合は
適切な窓口で支援

多職種、多機関連携による支援方針検討

- 関係者会議 → 福祉包括化推進部会 → 支援 → 福祉包括化推進部会 → 終結

- 経過観察

必要に応じて支援内容を再検討

取組方針 01 専門相談支援機関の強化

- 必要としている相談窓口や支援機関の情報が行き届くよう、支援機関に関する情報を整理したうえで情報発信に取り組みます。
- 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援が適切に行われるよう、高齢者総合相談センター*や障害相談支援事業所、ひきこもり相談窓口等の専門相談支援機関の機能充実を図ります。
- 高齢者総合相談センター*を統括・支援する「基幹型センター（高齢者福祉課内）」や、障害相談支援事業所の支援を担う「基幹相談支援センター（心身障害者福祉センター）」の機能を充実させることにより、地域の専門相談支援機関のサポート体制を強化し、サービスの質の向上を図ります。
- くらし・しごと相談支援センターにおいて、仕事や生活などに不安を抱える区民に対し、本人だけでなく、子ども等を含めた世帯全体の支援を行います。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会が開設している在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口等と連携し、在宅療養生活を支える体制を強化していきます。
- インターネットツールの活用などにより関係機関とのネットワークを強化し、相談窓口に出向かなくても、相談ができる体制の整備を進めています。
- 単独の専門相談支援機関では解決できない複雑化・複合化した課題であっても、まずは相談を受け止め、適切な相談機関につなげられるよう連携体制を強化します。

主な取組

- ▶ 専門相談支援機関のサポート体制強化
- ▶ 各専門相談支援機関の連携体制強化

コラム No.5

ひきこもり相談窓口

区内で生きづらさを抱え、ひきこもり等で悩んでいる人とその家族等に対して、「相談につながる仕組みをつくる」、「断らない支援・強制しない支援を目指す」を運営方針とした「ひきこもり相談窓口」を開設しています。

[相談方法・支援内容]

来庁、電話、メール、オンライン、訪問
 …継続相談による寄り添い型の支援を目指しています。相談内容に応じて、関係機関や当事者会等の情報提供、地域活動・ボランティア参加、同行支援等を実施しています。他機関に繋がった場合も、相談継続やフォローアップを行います。

[普及啓発活動]

X(旧ツイッター)・ブログ、「豊島区ひきこもり情報サイト」、チラシ・リーフレットの作成、広報紙へのコラム掲載、合同相談会・講演会の開催等

豊島区ひきこもり
情報サイト



取組方針 02 より身近な地域の相談先の充実

- より身近な地域の相談先・相談場所としては、民生委員・児童委員*、青少年育成委員*のほか、「福祉なんでも相談窓口*」や区民ひろばに配置されているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)*などが考えられます。これらの相談先では、包括的に相談を受けとめ、その場で解決できない問題等は、区の関係各課や地域にある専門相談支援機関につなげます。
- 日常的な診療や薬の処方だけでなく、区民が普段から健康管理に努め、いざというときに相談できる体制として、身近で頼りになる、かかりつけ医・歯科医・薬剤師(薬局)をもつことの普及啓発を進めます。
- 支援を必要とする人が気軽に相談できるよう、より身近な地域の相談先や相談場所をより充実させるとともに、区民等に積極的に周知していきます。

主な取組

- ▶ 民生委員・児童委員*、青少年育成委員*等の担い手確保
- ▶ 区内社会福祉法人*による「福祉なんでも相談窓口*」の取組
(豊島区民社会福祉協議会*)
- ▶ より身近な地域の相談先の周知促進

コラム No.6

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、常に住民の立場に立って、高齢者や障害者、生活に困っている人などの相談を受け、見守り等の支援や、必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。

また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、地域の子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援も行っています。

その他に、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員がいます。学校などと連携して児童委員と協力しながら、地域の子育てを応援しています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談、生活できるよう、個人情報の取り扱いには十分に配慮して活動しています。

また、区の提供する福祉サービスについて、区民の立場から意見を述べ、改善や整備を促す役割も果たしています。地域福祉推進の担い手として、民生委員・児童委員には大きな期待が寄せられています。



子育てサロン「かるがも」の様子

コラム No.7

青少年育成委員

青少年育成委員は、地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とした、自主組織である青少年育成委員会の委員のことです。区内には旧出張所行政区域を単位とした12の地区青少年育成委員会があり、それぞれ創意工夫を凝らし精力的に活動を展開しています。スポーツやレクリエーションを通じた青少年の交流や、青少年の社会参画を促すさまざまな活動を行い、多くの子どもが保護者や地域の大人と絆を深め、ふれ合う機会となっています。



防災キャンプの様子



レクリエーション活動の様子

コラム No.8

福祉なんでも相談窓口

社会福祉法で定められている社会福祉法人*による地域公益活動の一環として、豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する25の社会福祉法人*が共同で、無料の相談窓口である「福祉なんでも相談窓口」を開設しています。

◆ 福祉なんでも相談窓口の運営方針 ◆

- ① 社会福祉法に基づく無料の地域公益活動とし、地域福祉の向上に努めます。
- ② どなたでも気軽に立ち寄れる総合窓口を目指します。
- ③ 相談は原則として断りません。どなたのご相談にも応じます。
- ④ 区内の社会福祉法人*が全体で相談・課題を共有し、豊かな地域づくりを目指します。



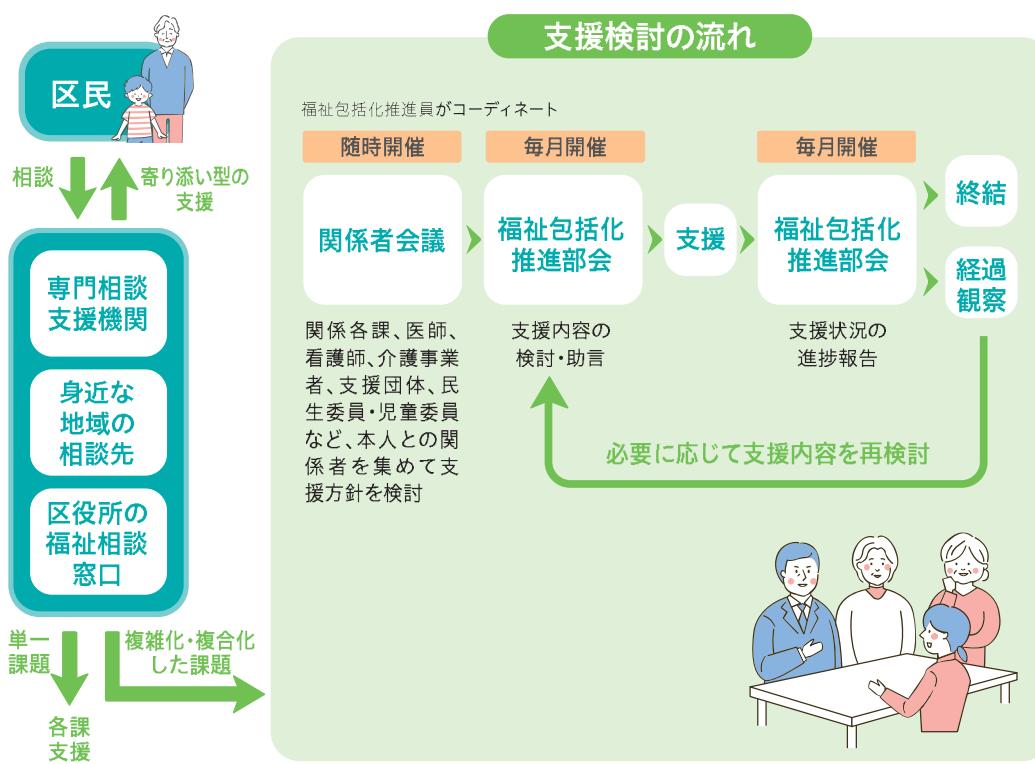
取組方針 03 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化

- 専門相談支援機関や、身近な地域の相談先、区役所の福祉相談窓口のいずれにおいても、相談を包括的に受け止め、必要に応じ、適切な相談窓口・関係機関につなぎます。
- 単独の組織では対応が困難な複雑化・複合化した課題に対しては、従来から行われている地域ケア会議や在宅医療連携推進会議*、児童虐待防止ネットワーク等、多職種・多機関による会議体を活用しながら、各課の相談窓口に配置されている福祉包括化推進員が中心となって、支援方針を検討していきます。
- 検討された支援方針は、福祉包括化推進員等により構成される福祉包括化推進部会で審議され、チームアプローチ*による支援を行っていきます。
- 支援の進捗状況は、隨時、福祉包括化推進部会で報告し、状況に応じて、終結、経過観察、支援方針の再検討を行います。

主な取組

- ▶ 福祉包括化推進員の配置
- ▶ 福祉包括化推進部会の設置・運営

【多職種・多機関連携による支援方針検討の流れ】



施策
3

本人が望む社会とのつながりや 参加を支えるために

施策の目標

年齢・性別等の違い、国籍、障害の有無、経済状況などにかかわらず、誰もが自己実現を図りながら、いきいきとした生活を送れるよう、社会参加しやすい環境づくりを進めます。また、小規模単位の新たなコミュニティづくりを推進し、支え合い、助け合える関係性を普段の生活から築いていけるよう支援していきます。

取組方針 01 多様な社会参加の促進

- 支援の受け手としてとらえられるがちな高齢者、障害者、子ども等が、支え手・担い手の一員として参加・交流する場づくりやきっかけづくりを進めます。
- 趣味の多様化やインターネットの普及による小規模単位の新たなコミュニティ・居場所づくりを支援し、多様な人が多様な形で社会に参加できるように支援していきます。
- 高齢者やひとり親家庭のほか、ニート（若年無業者）や不登校児、ひきこもり状態にある人、児童養護施設退所者、さらには刑余者（刑務所出所者等）などに対し、一人ひとりの状況・特性に合わせた支援を行います。
- 生活保護世帯については、労働意欲の減退や家計管理能力の低下など経済的給付を中心とした支援だけでは課題の解決に至らない事例が増加していることから、専門的な知識をもった職員や、社会福祉法人*、NPO法人*などと連携し、状況に応じた自立支援プログラムを開拓していきます。
- 困難な問題を抱える10代、20代の女性に対し、「すずらんスマイルプロジェクト（P17 コラムNo.2参照）」など、チームによる支援体制を推進し、区関係部署がそれぞれに主体性を發揮するとともに、地域で活動する民間支援団体とも連携しながら、必要な支援を包括的に提供していきます。
- ひきこもり状態の人や判断能力が十分でない人で、社会とのつながりが希薄になっている人に対しては、継続的な支援を行い、地域社会に参加できる環境を整えます。

主な取組

- ▶ 社会参加のきっかけづくり
- ▶ 不登校児等への支援強化および居場所づくり

取組方針 02 文化の力を活かした社会参加支援

- サブカルチャーの拠点としての池袋の強みを活かし、企業・団体・学校・行政機関などが連携・協働し、ウォーカブル*なまちづくりを推進していきます。
- 障害の有無に関わらず、素晴らしい作品を生み出せるきっかけをつくり、誰もが主役になれるチャンスを持てるよう、民間事業者における展示を含め、さまざまな機会を通じて芸術作品の発表の場を提供していきます。
- 外国人支援団体等と連携し、料理や祭事といった互いの文化を知る機会を創出し、外国人が地域活動に参加しやすくなる方策を検討します。

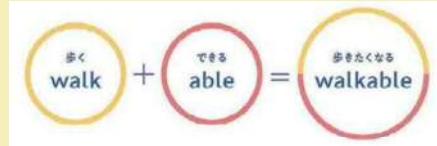
主な取組

- ▶ 車いすなどでも、出かけたくなるまちづくり
- ▶ 芸術作品等の展示機会の充実

コラム No.9

「ウォーカブル」ってなに？

ウォーカブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」を意味する「able」を組み合わせた造語です。文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味を持っています。車中心だった都市から、人中心の都市へシフトするための言葉として、世界中で注目されています。



ウォーカブルなまちづくりでは高齢者、障害者、外国人などの属性に関わらず、誰にとっても居心地がよく、歩きたくなるまちの形成を目指しています。安全・安心で、歩きたくなるまちになることで、健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止など、さまざまな地域課題の解決や新たな価値の想像につながることが期待されています。

コラム No.10

池袋エリアプラットフォーム

池袋エリアプラットフォームは、「池袋のまちに存在する多くの都市空間や歴史的・文化的資源など、多様なリソースを一層有効活用し、池袋で活動する人々とともに連携・協働して、まちの新しい個性や魅力を創造・発信していく」ことを目指し、豊島区が、株式会社サンシャインシティ、東京建物株式会社、独立行政法人都市再生機構とともに準備を進めてきた組織です。主に池袋エリアの企業・団体・学校・行政機関が参画し、民間が主体となってさまざまな課題や、将来のまちづくりの方向性について検討し、まちの未来ビジョンの策定や具体的なプロジェクトにつなげていきます。

取組方針 03 多様な働き方に向けた支援

- 高齢や障害、がん等の疾病などによる心身機能の低下、長期間ひきこもり状態にあつた人など、個人の状況や特性に応じて、本人の希望や知識、経験、能力を活かした多様な働き方ができる機会の確保および提供を目指します。
- 安定して働き続けられるよう、就職後のフォローアップを含めたサポート体制の充実に努めます。
- 福祉的就労を行っている就労支援施設等に対して、自主製品の販売促進や優先調達の推進など、必要な支援を行っていきます。
- 言葉や生活習慣の違いにより、就労先との関係性の構築が困難な外国人労働者および雇用先の企業に対し、双方向の支援が行える方策を検討します。

主な取組

- ▶ 本人の状況にあわせた就労支援の推進
- ▶ 就職後のサポート体制の充実

コラム No.11

就労継続支援事業所

NPOあおぞらでは、「あおぞら作業所」と「ワークスペースのぞみ」という2つの就労継続支援B型の事業所を運営しています。就労継続支援B型とは、雇用契約を結ばず、障害への配慮や支援を受けながら働くことができる福祉的な就労の場です。

利用者の中には、ひきこもりの経験がある人、うつ病になった人、長期入院していた人など、さまざまな事情で働けなくなってしまった人がいます。自分に合ったペースもさまざまなので、作業の工程をみんなで分担し、スタッフと相談しながら働くことができる環境を整えています。また、心配事や悩み事を相談できる場所でもあるため、障害者の人が地域で生活を送るための居場所にもなっています。

ある利用者は「みんな障害者だから、同じ悩みを抱えているのでお互いに気遣うことができて、居心地が良い。」「難しい作業に苦労することもあるけれど、作ったものが売れるといい。もっと頑張ろうと思える。」と語っていました。

また、就労意欲が高まった人には、一般就労に向けた支援を行っています。支援を受けながら働くための訓練を受けることで、本人が望む社会とのつながりや参加を支え、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を営むことができています。



「あおぞら作業所」での作業風景

取組方針 04 多様な住まい方に向けた支援

- 低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人（住宅確保要配慮者*）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、居住支援協議会*等と連携して情報提供をはじめとする必要な支援を行います。
- 住宅確保要配慮者*の安定した居住を支援するため、取り壊し等により転居する場合の家賃助成、不動産関連団体と連携した入居支援、家賃債務保証制度*の情報提供を行います。
- 住宅部門と福祉部門の連携を強め、「建物」というハードと「サービス」というソフトを一体的にとらえた適切かつ有効なサービス提供に取り組んでいきます。
- 一般住宅での生活に不安がある人のため、住宅内のバリアフリー化を促進するとともに、福祉サービス付きの住宅やグループホーム等の整備を進めています。

主な取組

- ▶ 居住支援協議会*等との連携による情報提供および支援
- ▶ 高齢化に対応した居住支援の充実

コラム No.12

としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

とこネットは、子どもが環境等に左右されることなく学びの機会をもてる地域を目指して、子どもの無料学習支援活動などを行っている団体・行政機関等が参加し結成しました。令和5年6月末時点で15団体が区内19か所で無料学習会を実施しており、順次加入団体が増えています。



取組方針 05 すべての子ども・若者に向けた参加支援

- すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長できるよう、地域全体で子ども・若者の未来を応援する施策を総合的に推進するため、子ども・若者への切れ目のない支援、子どもと保護者を孤立させない支援、行政と地域の連携・協働に取り組んでいきます。
- ひとり親家庭等に支援が確実につながるようにするため、子育て、教育、生活から就労の問題まで、ワンストップでの相談支援体制を推進していきます。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるすべての子ども・若者が必要な教育を受けられるよう、学習支援・進学支援の充実を図ります。
- 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者等に対し、生活や将来に対する助言、就労支援、居場所づくりなどを行っていきます。
- すべての子ども・若者の意見が尊重されながら社会に参加できるように、としま子ども会議*や各施設における利用者会議等の場を通じて意見表明の機会を十分確保するとともに、地域活動参加の機会の確保や参加促進の支援を行います。
- ヤングケアラー*の常設相談窓口を設置するほか、「ヤングケアラー支援コーディネーター*」を配置します。家庭内の問題として見えづらいヤングケアラー*を、地域の関係機関とも連携しながらアウトリーチ*を行うことで早期に発見し、個々の状況を見極めながら適切なコーディネートを行います。
- 医療的ケア児*や重症心身障害児*など専門的な支援が必要な人に、適切な支援が行き届くよう、事業者に対し継続的な支援を行うとともに、医療的ケア児*等コーディネーターを配置し、関係機関の支援の調整や相談体制を整えていきます。

主な取組

- ▶ 子ども・若者支援の充実
- ▶ 学習支援・進学支援の充実
- ▶ 各種コーディネーターによる専門的な支援



無料学習会の様子

取組方針 06 多文化共生の促進

- 在住外国人と日本人区民、外国人同士が生活習慣や文化の違いを相互に理解し、交流が促進されるよう、地域の国際交流団体や交流活動を支援していきます。
- 外国にルーツを持つ人への支援強化に向けて、区内の日本語教室や支援団体等とのネットワークづくりを支援するとともに連携体制の構築を図ります。
- 区ホームページや動画配信サイト等の広報媒体を通じ、外国人が地域で暮らす中で必要な生活情報を多言語で提供していきます。
- 外国人が気軽に立ち寄れる相談窓口を設置し、生活に必要なさまざまな情報を提供するとともに、多言語による相談ができる体制を整えていきます。
- 支援が届きにくい在住外国人に対し、支援団体等との連携体制を強化し、アウトリーチ*を含めた包括的な相談支援ができる方策について検討していきます。

主な取組

- ▶ 在住外国人と日本人区民との交流団体・交流活動の支援
- ▶ 外国人への学習機会・情報発信の充実
- ▶ 外国人支援体制の強化

コラム No.13

地域で行われている外国人支援の取組

コロナ禍で社会経済活動が激変したことにより、外国人が抱える生活課題が浮き彫りになりました。それを機に、外国人への食糧支援や相談窓口の開設など新たな地域活動が展開されています。

外国人に向けた幅広い取組として、日本語教室や学習支援、産前産後のサポート、生活困窮者への炊き出し、フードドライブなどが区内のさまざまな場所で行われています。

としまる (TOSHIMA MULTICULTURAL SUPPORT)

としまるは、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会が実行主体となり、令和3年5月から始まった外国人支援の一つです。主な支援内容としては、毎月1回開催を目標にフードパントリー（食糧支援）を行い、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）*や豊島区民社会福祉協議会*、弁護士などの専門職が相談も受け付けています。フードパントリーやセミナーとあわせて実施した相談会は、令和3年に10回、令和4年に14回開催され、来場者は計742名にものぼりました。



相談会の様子

施策
4

誰もが支え合える 人・地域づくり

施策の目標

これまで行ってきた、高齢・障害・子どもといった対象者別の地域づくり支援を引き続き推進していくとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*や高齢者の生活支援推進員(生活支援コーディネーター)などを中心に、特定の世代や属性にこだわらない新たなコミュニティの立ち上げ支援や支援者同士のネットワーク構築を進めます。

取組方針 01 地域における新たな支え合い*活動の促進と担い手の養成

- 町会・自治会等による従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、個人やNPO法人*等による新たな支え合い*活動の立ち上げ支援・育成・情報発信を行っていきます。
- 災害時に備えた地域コミュニティの強化に向け、防災訓練に若い世代が主体的に参加できる方策を検討します。
- アクティブシニア*等の地域住民が、これまでの経験を活かして新たな担い手として地域活動に参画できる仕組みづくりや関心を高めるための情報発信を進めます。
- 支え合い活動のメンバーの中から、地域保健福祉のリーダーやキーパーソンとなる人材を育成していきます。
- 地域との関係が希薄になりがちなタワーマンションや都営住宅などの大規模集合住宅等、その地域や特性に適した地域コミュニティのあり方や関わり方について検討していきます。
- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、高齢者の生活支援推進員(生活支援コーディネーター)が中心となって、つながるサロン、誰でも食堂等の立ち上げ支援、フレイル*対策支援などの地域づくり支援を進めていきます。

主な取組

- ▶ 地域の支え合い活動の発掘・育成
- ▶ 災害時に備えた地域コミュニティの強化
- ▶ アクティブシニア*への支援
- ▶ 地域福祉サポーター*の育成・活用(豊島区民社会福祉協議会*)
- ▶ 誰でも食堂の充実

取組方針 02 地域コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり

- 地域コミュニティの拠点である区民ひろばでは、介護予防や健康プログラムなどの健康活動支援、親子遊びプログラムなどの子育て支援に加え、多世代が参加できる各種イベントや季節行事を充実させ、世代間の交流を促進します。
- 公共施設のほか、区内企業の会議室、空き家や空き店舗等を活用し、身近な地域の居場所やサロン等の活動場所を増やす方策を検討していきます。
- コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*配置圏域ごとに、地域の人が気軽に立ち寄り、生活の困りごとを相談できる地域のプラットフォームづくりを検討します。
- まちなかに誰でも座れるベンチを設置し、高齢者等の移動を支援するとともに、地域交流を促進します。

主な取組

- ▶ 区民ひろば等における多世代交流の推進
- ▶ 空き家や空き店舗等を活用した身近な地域の活動場所づくり
- ▶ としまベンチプロジェクト

コラム No.14

多様な居場所づくり①～地域貢献型空き家利活用事業

豊島区では、地域コミュニティの活性化や再生、地域まちづくりの推進などを目的として、令和元年度から空き家を活用する「地域貢献型空き家利活用事業」を実施しています。この事業は、空き家を地域貢献のために提供したいと考えるオーナーと地域貢献活動を展開したい団体を区がマッチングし、活動に必要な空き家のリフォーム費用を助成するものです。

大塚にある「里葉(りよう)」は、この事業を活用して空き家をリノベーションしたコミュニティカフェです。「人とのつながりを生む　本と庭のある場所」をコンセプトに、地域の中にくつろげる場所を提供し、人々が交流できる空間を創出しています。

シェアキッチンやイベントスペースの貸出、ブックトークや子ども食堂、コミュニティソーシャルワーカー (CSW)*による「なんでも相談会」等も実施しており、地域の人々の交流の場になっています。



コラム No.15

多様な居場所づくり②～子ども食堂

▶ としま子ども食堂ネットワークとは

「子ども食堂」は、地域の大人が、子どもや保護者に無料や安価で食事を提供する取組です。この取組は、貧困家庭や孤食などの家庭環境にある子どもに食事を提供し、安心して過ごしてもらえる場所づくりとして始まりました。最近では、対象を限定しない食堂も増えています。

平成28年9月、子ども食堂が連携・協力して課題の解決を図るとともに、参加する子どもやその保護者が地域の仲間と繋がりながら成長していくことを目的に、子ども食堂の活動をしている団体等により「としま子ども食堂ネットワーク」が結成されました。令和5年3月末現在、23の子ども食堂が参加しています。

▶ ほんちょこ食堂

子ども食堂「ほんちょこ食堂」は平成28年に開設されました。月2回開催され、50名分の食事を用意しており、毎回多くの子どもで賑わっています。食事のメニューは、カレーを中心に、子どもに大人気のシュウマイやウインナーソーセージ、煮物などを副菜として提供しています。

開設当初は、シングルマザー・シングルファーザーの子どもを中心の利用を目的としていましたが、現在は、年代を問わず地域に根差した気軽に利用できる「誰でも食堂」を目指しています。

今後、同じような活動が区内に増え、たくさんの人の居場所となることがスタッフの願いです。



取組方針 03 地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり

- 区は、民生委員・児童委員*、青少年育成委員*、町会・自治会、商店会、社会福祉法人*、民間企業、NPO法人*、ボランティア、大学・専門学校などが、それぞれの役割に応じた地域活動を行い、各活動が相互に作用していく連携と協働の仕組みづくりを推進していきます。
- 地域で活動する団体や個人が地域保健福祉の増進に寄与する活動をしやすくするため、人材、技術、財政等を含めた支援方策について検討していきます。
- 大学・専門学校や民間企業等へ働きかけ、協働事業の実施や協定等を活用して、高度な知的資産の地域への還元、学生や社員の地域保健福祉活動への参加を促進していきます。

主な取組

- ▶ 大学・専門学校、民間企業等との協働事業の実施や協定等の推進
- ▶ ボランティア団体等との連携・活動支援(豊島区民社会福祉協議会*)

取組方針 04 文化の力を活かした地域づくり

- 各地域のそれぞれの文化や特色を活かし、人々が地域に誇りをもち、お互いに支えあえるような地域づくりを促進していきます。
- 区民参加の文化芸術振興を通じて、地域の魅力の向上や、ともに暮らしやすい地域の土壤づくりを進めます。
- 高齢者、障害者、子ども、外国人を含むすべての区民が、主体的に文化芸術活動に参加できるような機会提供に努めています。

主な取組

- ▶ 福祉と文化の融合の推進
- ▶ 文化芸術活動への参加促進

取組方針 05 福祉教育の推進

- 福祉についての基本的な知識をより多くの人に広く理解してもらうため、区民ひろば、小・中学校、民間企業等において、福祉に関する講演や講座等を実施していきます。
- 高齢者や障害者等との交流体験などを通じて、地域でともに暮らしていくために必要なことを学べるような福祉教育を促進していきます。
- 出前講座やとしまコミュニティ大学など、多様な学習機会を活用していきます。

主な取組

- ▶ 区民ひろば、学校、民間企業等での各種講演・講座の実施
- ▶ 出前講座・出張相談会の開催(豊島区民社会福祉協議会*)

コラム No.16

街全体をキャンパスに! 豊島区と区内大学との地域連携に関する包括協定

▶ 豊島区と区内大学との地域連携に関する包括協定

豊島区では、区内8大学※と地域連携に関する包括協定を締結しています。この協定では、「街全体をキャンパスに!」というコンセプトに基づき、それぞれの人的・知的・物的資源の交流を図り、教育機能の向上ならびに豊かな地域社会の創造を目指しています。

※令和5年9月に東京国際大学が池袋キャンパスを開設したことにより、これまで包括協定を締結していた区内7大学に、東京国際大学を加え、令和5年11月2日に新たな包括協定を締結しました。

区内8大学:学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・
東京音楽大学・東京国際大学・立教大学(五十音順)

▶ としまコミュニティ大学

この包括協定に基づき、区との協働事業として、としまコミュニティ大学を展開している大学があります。

としまコミュニティ大学とは、人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場で、各大学の特色を活かした多彩なプログラムが展開されています。講座は各大学の教室等で行われ、令和4年度までに延べ人数で約45,000人が受講しています。

施策
5

問題の早期発見・早期対応の強化

施策の目標

地域の見守り活動を含めた多様な主体によるアウトリーチ*活動を推進し、問題の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図ります。

そして、アウトリーチ*活動等による訪問時に、複雑化・複合化した課題が判明した場合、他の関係機関と連携するなど、包括的な支援が行える体制づくりを推進していきます。

取組方針 01 アウトリーチ*活動の推進による問題の早期発見・早期対応

- ひきこもりの状態にある人や認知症の疑いのある単身高齢者、ヤングケアラー*・若者ケアラー*などで、自ら支援を求める（求められない）人を早期に発見するため、積極的なアウトリーチ*活動を行い、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなげます。
- 関与を拒否する要支援者（セルフネグレクト*）に対しては、緩やかな見守りを行いつつ、多職種・多機関の連携により継続的に働きかけ、異変を発見した場合には早期対応を図ります。
- 認知症は早期の治療で、症状の改善や進行を遅らせる場合があることから、予兆の段階からの相談を促進するとともに、専門職チームのアウトリーチ*活動等を推進します。
- 生活困窮者は社会的に孤立していたり、従来の福祉制度の狭間にあってサービスの受給対象外となっていたりする場合も多いことから、各関係機関と連携し、個々人の状況に応じた包括的な寄り添い型の支援を行っていきます。
- さまざまな理由で医療機関を受診できずにいる人には、本人の意向を尊重しつつ、地域で安心した生活が送れるよう、保健医療連携チームによる訪問を行っていきます。

主な取組

- ▶ アウトリーチ*活動の推進
- ▶ 個別の状況に応じた寄り添い型の支援

コラム No.17

アウトリーチ活動

アウトリーチとは、「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供することです。

行政の窓口に来た人の相談に応じるだけではなく、窓口に来られない人への支援を積極的に行うことで、問題の早期発見・早期対応、問題の深刻化の予防ができます。

取組方針 02 地域における見守りの推進

- 民生委員・児童委員*、青少年育成委員*、高齢者総合相談センター*の見守り支援事業担当をはじめ、町会・自治会、商店会、高齢者クラブ、NPO法人*、地域福祉センター*等のボランティアなど、多様な主体による見守り活動を促進するとともに、各活動のネットワーク化を進めます。
- 関係者間の連携を促進するため、個人情報保護に留意しつつ、効果的な個人情報共有の仕組みを整備していきます。
- 郵便・宅配事業者、消費生活協同組合（生協）、インフラ事業者等と連携し、民間企業等の事業中の見守り活動を促進していきます。
- 救急通報システムや位置情報システム、関係機関の情報共有ツールなど、ICT*の活用を推進していきます。

主な取組

- ▶ 多様な主体による見守り活動の促進
- ▶ 個人情報共有の仕組みの整備

コラム No.18

地域の小さなアンテナ役「地域福祉センター」

住民同士が支え、支えられ、地域で生きてゆく「ささえあいの仕組みづくり」を目指した地域福祉センター制度があります。豊島区に在住・在勤・在学の18歳以上であれば誰でも登録することができ、令和5年4月現在、273名が活動しています。

地域福祉センターは、身近な地域の中で、不安や悩みを抱えた人に気づき、声かけ等を行う小さなアンテナ役です。地域福祉センターの活動により、単身で生活をしていた人が自宅で動けなくなった際に異変に気づき、救急搬送につながったこともあります。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*や民生委員・児童委員*といっしょにサロンや子どもの学習支援といった地域支援活動に参加したことがきっかけとなり、地域のボランティア活動を始める人もいます。

住民だからこそできる、地域のささえあい活動に参加してみませんか？

施策
6

権利擁護の推進

施策の目標

すべての区民の人間性が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、権利擁護支援体制の整備を推進します。また、権利擁護支援を必要とする人が、孤独・孤立の状態に陥ることのないように、区の関係各課・関係機関との連携を強化し、地域社会への参加を促進します。



出典：厚生労働省ホームページより

取組方針 01 人権意識の普及・啓発

- 子どもや高齢者等への虐待・いじめ、配偶者等による暴力、障害者や外国人等への差別や偏見、多様な性自認・性的指向の人への偏見、犯罪被害者や刑余者（刑務所出所者等）への偏見や嫌がらせ、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動などの人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権が尊重される心豊かな社会をつくるため、積極的に意識啓発していきます。
- 権利擁護の制度や差別解消、暴力・虐待防止などについて、広報としまや区ホームページのほか、相談窓口での案内や講演会・パネル展示等の実施など、さまざまな手段や機会を通じて情報発信、情報提供を行います。
- 子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めた「豊島区子どもの権利に関する条例」が、子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、普及啓発を行っていきます。

主な取組

- ▶ 人権問題の意識啓発
- ▶ 権利擁護、差別解消、暴力・虐待防止等に関する積極的な情報発信・情報提供
- ▶ 子どもの権利に関する研修・講座の実施

取組方針 02 虐待防止および人権の尊重

- 地域の多様な主体による見守り活動の促進により、地域の目を増やし、高齢者、障害者、子ども等への虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 暴力・虐待、権利侵害等の発見から速やかに支援につなげていくため、相談・通報窓口の周知を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者権利擁護協議会を中心に障害者差別解消に向けた取組を推進するとともに、障害者虐待防止センターによる障害者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 豊島区子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利の観点から施策の充実を図るほか、児童相談所と子ども家庭支援センターとの緊密な連携により、子どもの権利擁護および虐待対策を総合的に推進していきます。
- さまざまな理由で親元から離れて暮らす子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、社会的養育*に関する普及啓発や里親・子どもショートステイ協力家庭の育成等、必要な支援を行うとともに、積極的に里親家庭の登録を推進していきます。
- コミュニティソーシャルワーカー(CSW)*やスクールソーシャルワーカー*、ヤングケアラー支援コーディネーター*など多種多様な専門員からの働きかけにより、関係機関相互の連携をさらに強化し、継続的で切れ目のない組織的な対応を図っていきます。
- 児童相談所が行う一時保護、施設入所、里親委託などに関し、子ども自身が意見表明できる環境を整備するとともに、子ども本人が児童福祉審議会へ申し立てできる仕組みを整備します。

主な取組

- ▶ 虐待防止・権利擁護に関する相談支援体制の充実
- ▶ 社会的養育*の推進



すいトリ

コラム No.19

としま子どもの権利相談室

「としま子どもの権利相談室」(以下、相談室)は、豊島区子どもの権利に関する条例を踏まえ、子どもの権利を保障するための公的な第三者機関として、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口です。豊島区に在住・在勤・在学の18歳未満であれば誰でも相談ができる、子どもの権利侵害に関わる相談であれば、大人からの相談も受け付けています。

相談室では、子どもの権利相談員が支援を行うとともに、権利侵害にかかる相談を子どもの権利擁護委員につなげることで、子どもの最善の利益のため、迅速かつ適切な救済を図っていきます。

また、「子どもの権利」について正しく理解できるよう、豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨や子どもの権利についての普及・啓発も行っていきます。



なやミミ

※「なやミミ」と「すいトリ」は、子どもの相談啓発キャラクターです。

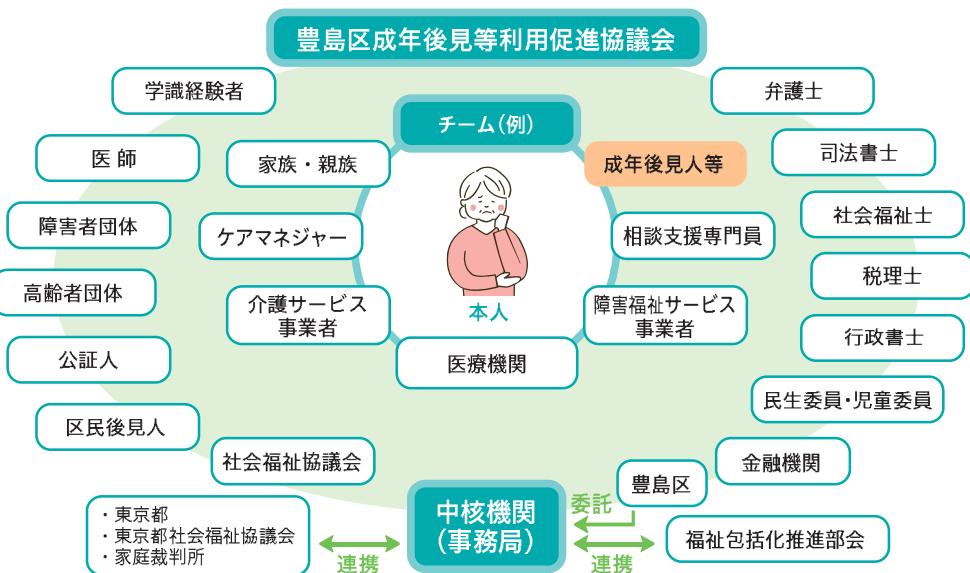
取組方針 03 成年後見制度*等の利用促進

- 適切な権利侵害からの回復支援や意思決定支援の体制整備に向け、高齢・障害といった専門部署および中核機関*の委託先である豊島区民社会福祉協議会*と連携を進めています。なお、意思決定支援の詳細な取組は、各種の個別計画で示していきます。
- 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるため、従来の保健・医療・福祉の連携に加え、司法も含めた地域連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を整備します。
- 区民後見人の育成及び活躍支援をさらに推進するとともに、親族後見人等が安心して後見業務に取り組んでいけるよう支援します。また、長期にわたって安心して制度を利用できるよう、法人後見の利用促進を図ります。
- 中核機関*において、成年後見制度*の利用相談に応じ、制度の概要や申立方法について説明を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士*等の専門職団体の協力を得て、相談体制の強化を図ります。
- 地域福祉権利擁護事業*利用者で、成年後見制度*への移行が望ましい人については、スムーズに移行できるよう取り組んでいきます。
- 本人にとって最も適切な成年後見人等が選任されるよう、成年後見人等候補者の調整を行なながら、家庭裁判所との連携を図ります。また、選任後も状況に応じて交代ができるような仕組みづくりを検討します。
- 早期の段階から制度利用を促進するため、区民や関係者などに、積極的に成年後見制度*の普及・啓発を図ります。
- 親族がいない等で申立てが困難な場合は区長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬助成や申立費用助成を行うことにより、制度の利用促進を図ります。

主な取組

- ▶ 意思決定支援に係る研修の実施
- ▶ 成年後見人等の担い手の育成及び活躍支援
- ▶ 成年後見制度*の普及・啓発および相談支援体制の充実
- ▶ 区長申立て、報酬助成、申立費用助成の実施

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク】



- チーム…成年後見人等と、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応する仕組み。
- 豊島区成年後見等利用促進協議会…法律・福祉の専門職団体や関係機関による、チームを支援する体制。中核機関*の「サポートとしま」が事務局を担う。

コラム No.20

成年後見制度と「サポートとしま」

成年後見制度とは、認知症や知的障害その他の精神上の障害によって、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援することです。

豊島区では、平成15年4月に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置され、高齢者や障害のある人等の福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援を行ってきました。

これらの実績を踏まえ、令和4年度に中核機関*の運営が「サポートとしま」に委託され、令和5年度に設置された「豊島区権利擁護支援方針検討会議」及び「豊島区成年後見等利用促進協議会」の事務局を担うなど、さらなる権利擁護支援の取組を行っています。

成年後見制度において重要とされる事は「本人の思い・意向」です。判断能力が低下してからでは、「本人の思い・意向」に基づいた支援を行っていくことが難しくなります。そのため、本人の判断能力があるうちに、「その時」に備えて伝えておきたいことをまとめるエンディングノート*の作成等、終活をすることが必要です。

今後は、「豊島区終活あんしんセンター」による終活支援とも連携するなど、支援が必要な人の発見から支援までをコーディネートし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。